

旧法の不完全性について ——パウロとトマス・アクィナス

増田三彦

学校で殺人事件があつたりすると「命を大切に教育の一層の充実」などが語られる。大学生が殺人事件を起こしたときには、大学における倫理（学）の教育の重要性について語られたりする。また、セクハラについての「教育」も行われている。

ところで、人が倫理的に善いことをする、或いは悪いことをしないのに二つの場合がある。一つは、人が「善い人間」であつて善いことを行う場合である。いま一つは、善い人間ではないのに、悪を行わず善をなす場合である。人間そのものが善い者であること、乃至は善くなるのが肝要である。

使徒パウロは、「姦淫するな、殺すな、盗むな」といったモーセの律法中の倫理的な掟が、それ自体では人を義としない・善い者としなことを、とりわけ『ロマ書』において解明した。

「ユダヤ人もギリシャ人もみな罪の下にある」(ロマ3:9)。「律法の業によっては、如何なる肉（人間）も神の前に義とされぬ」(3:20)。パウロによれば人間はみな罪の下にあり、法・律法・掟や教えのみによっては改善されないものである。以下において、新約聖書におけるパウロの手紙、とりわけ『ロマ書』、とトマス・アクィナスの『ロマ書註解』に従つて、人間が善くなることと法や教えとの関係をいささか考察する。

法と教え

「律法の業によっては、如何なる肉も神の前に義とされぬ。律法によって、罪の認識が生じるのである」(ロマ3:20)。トマスの分け方によれば、旧約の掟は、倫理的掟、祭儀的掟、司法的掟に分けられる（『神学大全』第2第1部99問題；『ロマ書註解』551：『ロマ書註解』の箇所はMarietti版の番号で示す）。今は倫理的掟が問題である。トマスは註解して言う。

「律法の二様の業がある。一部はモーセの律法に固有な業である。例えば祭儀的な掟の遵守がこれである。一部は自然の法の業である。何故なら、それは自然法に属するからである。『殺すな。盗むな』といったものがこれである。一部の人々の理解によれば、この個所の言葉は律法の第一の業に関するものである。つまり、祭儀的な業は、人々を義化する恩寵を与えなかったというのである。

しかしながら、これは使徒の言わんとするところではないと考えられる。それは、直ちに《律法によって罪の認識が生じる》と附言していることから明らかである。然るに、明らかに、諸々の罪は諸々の倫理的な掟による禁止によって認識される。こうして、使徒が言わんとするのは、律法の如何なる業——倫理的な掟によって命じられるものであろうとも——によっても人間は義化されないということである」(297)。

義とは神の前での人間の正しいあり方であり、結局、義とされる乃至は義化されるとは人間が善い者になることとであると一言してよい。なお、トマスが‘iustificatio’によって「義認」ではなく「義化」を考えていることは、以下の引用から明らかである。

律法の倫理的な掟としては、モーセの十戒が代表的である（『出エジプト記』第20章、『申命記』第5章）。「父母を敬え、盗むな、殺すな、姦淫するな、等々」。「父母を敬え」は命令である。「殺すな、盗むな、姦淫するな」は禁止である。なお、トマスによれば、「命令し、禁止する」ことが法のはたらきに属し、さらに「許可し、罰する」ことが属する（『神学大全』第2第1部第92問題第1項）。

「命を大切にせよ」、「命を大切にしましょう」は、命令乃至は指示であり、言明・命題ではなく、真でも偽でもない。しかし、「命を大切にせよ・しましょう」と言われた「生徒」は、しばしばこれを命を大切にすることが善いことであると教えられたと理解するであろう。「命を大切にすることは善いことである」と教えられた者は、「命を大切にしないといけない」と考えるであろう。法と教えは、しばしば、事実上同じことになる。

日本語新約聖書において「律法」と訳されているギリシャ語は「ノモス」であり、ラテン訳では *lex*、英訳では *law*、フランス語訳では *loi* と訳されている。しかし、「律法」のヘブライ語は「トーラー」であるが、ヘブライ語辞典など

を見れば分かるように、その原義は「教え」である。「律法に教えられて、御旨を知り」(ロマ2:18)とあるように、律法は神の御旨を教える教えでもある。

もとより、パウロによれば、人間が善いものとされ、義とされ、聖とされ、救われるのは、律法によるのではなく、福音的な恵みによる。神により、キリストに対する信仰によるのである。しかし、パウロの教えは、単にキリスト者以外にも当てはまる教えに過ぎないのではなく、もっと一般的に、キリスト者以外の者にも適用できる教えを含むもののように思われる。彼によれば、人間を完成させるのは愛だからである。「愛は律法の充満(プレーローマ)である」(ロマ13:10)。

『ロマ書』からの言葉

『ロマ書』には、律法の不備を指摘する言葉が並んでいる。若干の言葉を列挙する。[295]などは、トマスの『ロマ書註解』の Marietti 版の番号である。【 】の中はラテン語ヴェルガタ訳によるもの。Cはクレメンズ版ヴェルガタによるもの。

3:20:[295]《律法の業によっては、如何なる肉も神の前に義とされない。律法によって、罪の認識が生じるのである。》

4:15:[356]《実に律法は怒りをもたらず。これに対し、律法のないところ、違反もない。》

5:20:[448]《さて、律法が忍び込んだのは、咎が増大するためであった。[464]だが、罪【Vg「咎」】が増大したところには、恩寵が満ち溢れた。》

6:14:[496]《何故なら、罪はあなたたちを支配しないはずだからである。事実、あなたたちは律法の下にあるのではなく、恩寵の下にある。》

7:5:[530]《実際、私たちが肉のうちにあったとき、律法による諸々の罪の諸情念が私たちの肢体のうちに働き、死のために実を結んでいた。》

7:6:[531]《今や、しかし、私たちは、そこにつながれていたところのものに死に、律法から【C「そこにつながれていた死の律法から」】解かれ、こうして霊の新しさにおいて、そして文字の古さにおいてではなく、仕えているのである。》

7:7:[532]《それでは、私たちは何と言おうか。律法は罪であると(言おうか)。

[534]とんでもないこと。しかし、私は律法によらなければ罪を知らなかった。実に、律法が『欲情するな』と言わなかったとすれば、私は欲情を知らなかったであろう【Vg「知らなかった」。】》

7: 8: [540]《だが、罪は掟を通じて機会を得て、私のうちにあらゆる欲情を引き起した。[544]まことに、律法なしには罪は死んだものである【Vg「死んだものであった」。】》

7: 9: [546]《私はかつて律法と関わりなく生きていた。[547]だが、掟がやって来たとき、罪が生き返り、》

7: 10: [548]《私は死んだ。[549]そして、生命へと導くはずの掟が、私にとって、死に導くものだということがわかった。》

7: 11: [550]《何故なら、罪は掟を通じて機会を得て、私を欺き、掟を通じて(私を)殺したからである。》

8: : 1: [595]《それ故、今や、キリスト・イエスにある人々には【Vg「キリスト・イエスにあって、肉に従って歩まない人々には】、断罪はない。》

8: 2: [600]《何故なら、キリスト・イエスにおける生命の霊の法が、あなたを【Vg「私を】】罪と死の法から自由にしたからである。》

6: 14によれば、律法の下にあることと、罪の下にあることはほとんど同じことであるようである。

また、7: 5-6によれば、人は罪と死からだけではなく、律法から解放されて自由にならなくてはならない。

8: 2において、パウロは律法を、「罪と死の律法」と呼んでいるともとれる。新共同訳は、8: 2の「霊のノモス」を「霊の法則」と訳し、「罪と死のノモス」を、「罪と死との法則」と訳している。

律法は人を義としない。さらに、律法は怒りを、即ち神の怒りを、もたらす。それどころか、律法が忍び込んできたのは、罪が増大するためであった。律法乃至は掟を通じてひとびとのうちに悪しき欲望を引き起こす。従って、我々は律法から解放されねばならない。

しかし律法は悪なものではない。パウロは言う。「律法は聖なるものであり、掟も聖なるものであり、正しく、善なるものである」(ロマ7: 12)。旧約の律法中の倫理的な法は、否、一般的に言って、倫理的な法も、教えも、「善いもの」であるが「不完全」なのである(『神学大全』第2第1部98問題第1項参

照)。

パウロによれば、律法は人を義としない、改善せしめない。こうして、旧約の法とは異なる別の「法(ノモス)」が必要となる。これが「生命の霊の法」である。パウロは言う。「キリスト・イエスにおける生命の霊の法が、あなたを罪と死の法から自由にした」(ロマ8:2)。この霊の法は「新しい法・新法 *lex nova*」と呼ばれる(トマス『ロマ書註解』603)。『エレミヤ書』31:31-33を、そして『エゼキエル書』36:26-27を参照のこと。

結局、人が正しい者とされるのは、キリストに対する信仰を通じて義とされる道しかない。

「今や、しかし、律法とは無関係に神の義が明らかにされた。それは、律法と預言者によって証言されているのである。それは、イエス・キリストへの信仰による神の義であり、信じる総ての者に及ぶものである」(ロマ3:21-22)。

以下においては、旧約の法——「新法」に対して「旧い法・旧法 *lex vetus*」と呼ばれる——の不完全性を、つまりそれ自体では人を義としない・善い者としていない理由を、トマス・アクィナスの『ロマ書註解』に密着して見ることにする。

倫理的法の不完全性

(1) 法は知らせるのみ

トマスは「律法の業によっては、如何なる肉も神の前に義とされない。律法によって、罪の認識が生じる」(ロマ3:20)を註解して言う。(もちろん、トマスも言うとおりに、「如何なる肉も」とは「すべての人間は」との意味である(296)。)

「パウロは次に、『律法の業によっては』というところで、先に言ったことを、即ち律法の業は義化しないということを、証明する。

すなわち、律法が与えられるのは、何を行い何を避けるべきかを人間が認識するためである。——『詩編』147:20に言う。「主はどのような国民にもこのようにはなさらなかった。またその裁きを示されなかった」。『箴言』6:23に言う。「その掟は灯火であり、律法は光であり生命の道である」。とこ

ろで、人間が罪を認識することから、つまり禁じられたこととして何を避けるべきかを認識することから、直ちには、それを避けること——これが義の特質に属する——は伴い来たらぬ。何故なら、なすべき特殊なことがらにおいて、欲情が理性の判断を覆すからである。だから、律法は義化のために十分ではなく、欲情を抑圧する他の救済策が必要なのである」(298)。

つまり、律法が人を義としないのは、人が何をなし、何を避けるべきかを知らせるのみで、悪い欲望を除去しないからである。神の律法のみならず、人定法 *lex humana* も同様である。ロマ8:2の註解においてトマスは言う。「法が与えられるのは、法によって人々が善へと導かれるためである。だから哲学者(アリストテレス)も、『倫理学』第2巻において、立法者の意図は市民たちを善き者とするにあると言うのである。人間の法がこのことをなすのは、単に何がなされるべきかを知らせることによってだけである」(602)。

また、「それでは、私たちは何と言おうか。律法は罪であると(言おうか)。とんでもないこと。しかし、私は律法によらなければ罪を知らなかった。実に、律法が『欲情するな』と言わなかったとすれば、私は欲情を知らなかったであろう【Vg「知らなかった」】(ロマ7:7)を註解してトマスは言う。

「《しかし、私は律法によらなければ》という個所で、パウロは、律法に自体的に属することがらを提示する。それは、すなわち、罪を知らせることであって、罪を取り去ることではない。

これを説いてパウロは言う。《しかし、私は律法によらなければ罪を知らなかった》。——先の3章20節に言う。神の「律法によって、罪の認識が生じる」と。そして、もしもこれが自然法について言うものと解されるのであれば、言われていることは明白である。何故なら、自然法を通じて、人間は善と悪を判別するからである。『集会書』17:6に言う。「神は彼らの心を分別で満たし、善と悪を示された」。しかし、使徒はここで、旧法について語っていると考えられる。彼は先に(7章6節)、「文字の古さにおいてではなく」と言って、この旧法を表示していたのである。

それ故、こう言わなくてはならない。律法なしにも罪が認識されることができた。それは罪が立派ならぬもの *inhonestum* という性格を、即ち理性に反するものであるという性格を、有するかぎりにおいてである。それは、し

かしながら、罪が神の不興を含意するかぎりにおいてではない。何故なら、神によって与えられた律法を通じて、人間に、人間の罪が神に気に入られないことが明示されるからである。それは神が罪を禁じ、罪が罰されるように命じていることによってである」(536)。

これによれば、自然法も、人定法も、律法も人に罪を知らせるものであり、罪を除去しないという点で共通であるが、律法は罪を「神に気に入られないもの」として明示するのである。

(2) 法は恩寵を与えない

律法に自体的に属するのは罪を知らせることであって、罪を除去することではないと言われた。それは律法が恵みを与えないからである。「実に律法は怒りをもたらす。これに対し、律法のないところ、違反もない」(ロマ4:15)を註解して、トマスは言う。

「律法は怒りを、即ち報復を、もたらすと言われている。何故なら、律法によって人々は、神の報復に値する者となったからである。ところで、ひとあってこう理解するかもしれない。すなわち、律法が怒りをもたらすのは、恩寵の時代に遵守される祭儀の規定に関してであると。『ガラテヤ書』5:2に言う。「もしもあなたたちが割礼を受けるのであれば、キリストはあなたたちにとって何の役にも立たない」。しかし、ここで言われていることは倫理的な掟にも関するものであると理解されるべきである。それは、律法の倫理的な掟が何かを命じ人々がそれを遵守することが、彼らを神の怒りに値する者とするからではなく、却って機会的に occasionaliter 怒りをもたらすからである。何故なら、律法は掟を与えるが、それを成就するための恩寵を与えないからである。『コリント後書』3:6に言う。「文字は殺し、霊は生かす」。霊が生かすのは、以下の8章26節に言われる如く、内的な仕方です「私たちの弱さを助けてくださる」からである」(357)。

律法の成就のためには恩寵が、神の恵みが必要であるが、律法はそれを与えない。「援助する恩寵なしに律法が与えられるならば、違反が増す」(358) ので

ある。トマスは続けて言う。

「次に、《これに対し、律法のないところ、違反もない》というところで、パウロは、律法が如何にして怒りをもたらすかを示す。いわく、《律法のないところ、違反もない》。何故なら、誰かが、律法が与えられない状態で、「自然的に義であること」に反することを行って罪を犯すことはできるが、律法に違反するのでなければ「違反者」とは言われないからである。『詩編』118:158に言う。「私は違反者たちを見て消耗していました。彼らはあなたの御言葉を守らなかったからです」。それでも、罪人はみな「違反者」と呼ばれることができる。それは自然法に違反するかぎりにおいてである。『詩編』118:119に言う。「私は地の総ての罪人を違反者と見做した」。

しかしながら、自然法と書かれた法とに同時に違反することは、単に自然法に違反することよりも重い罪である。だから、援助する恩寵なしに律法が与えられるならば、違反が増すのであり、より大きい怒りに値することになるのである」(358)。

(3) 法による罪の増大

律法は罪の認識を与えるだけで、恩寵を与えず、悪い欲望乃至は罪を取り去らない。パウロによれば、律法は罪を取り去らないばかりか、罪を増大させる。「律法が忍び込んだのは、咎が増大するためであった」(ロマ5:20)。「殺すな、盗むな、姦淫するな」、これらは善い掟ではあるが、それだけでは人に善い心を与えず、却って罪に誘う側面を持つ。校則があれば、それに反撥したがる生徒がいるものである。だが、なぜ(律)法は罪咎を増大させるのであろうか。パウロは明示的には説明していないように思われる。

アウグスティヌスは『霊と文字』第4章において次のように述べている。「聖霊が悪い欲情の代りに善い欲求を吹き込んで、つまり私たちの心に愛を注ぎ込んで、助けないところでは、確かに(「欲情するな・むさぼるな」という)律法は、それがどれほど善いものであるにせよ、禁じることによって悪い願望を増大させる。それはちょうど激流が、同じ方向に流れ続けるとき、堰が設けられると一層激しくなり、それを破壊したときには一層大量に激しく流れ下ると同様である。どうしてか私にはわからないが、欲情の対象物は、禁じられる

とき、一層願わしいものとなる」。

禁断の木の実はおいしそうに見える。創世記の第3章に登場する蛇も神の掟を持ち出して女を誘惑したのである。アウグスティヌスは「どうしてか私にはわからない」と言っているが、トマスは「どうしてか」を考察する。『神学大全』第2部第1部第98問題第1項第2異論解答においては、「律法が忍び込んだのは、咎が増大するためであった」を説明して、「ここで、『ため ut』は、結果的な意味に解されるのであって、原因的な意味に解されるのではない。——ラゲ神父訳ではパウロのこの言葉は「律法入り来りて罪増ししかど」となっている——「それは、すなわち、人々が律法から機会を得、一層多く罪を犯したかぎりにおいてである。それは、一つには、律法の禁止の後では罪が一層重いものであったということによるのであり、また一つには、欲情が増大したことによる。我々は、禁じられていることを一層欲情するからである」とのみ述べている。『ロマ書註解』の説明は詳しい。いささか長いが引用する、

「また、律法が忍び込んだのは《咎が増大するためである》と言われていくことにしても疑念が生じる。

実際、これによれば、咎の溢れ・増大が律法の目的だということになり、こうして、律法は悪いものだということになる。何故なら、その目的が悪いものは、それ自体も悪いものだからである。これは、『テモテ前書』1:8の、『私たちは律法が善いものであることを知っている、云々』という言葉に反する」(451)。

「これに対して、『註釈』において三つの仕方で答えられている。第一に、《ため ut》は、原因的な意味で言われているのではなく、結果的な意味で言われているといったふうに。実際、律法が与えられたのは罪が溢れるためではない。否、むしろ、律法は、それ自体に関するかぎりにおいては、罪を禁じたのである。『詩編』118:11に言う。『私は心のうちにあなたの言葉をおさめています。あなたに罪を犯さないために』。しかし、律法が与えられて、諸々の咎の溢れが二つの仕方で結果した」(452)。

「第一に [第二は458の箇所]、罪の多数性に関してである。すなわち、律法は、罪を示すとはいえ、それでいて、罪の欲情を除去しなかった。然るに、自分が欲情しているものを禁じられるとき、ひとはそのものに対する欲情へと一層燃え上がる。それはちょうど堰がもうけられると、川は一層強く流れ、

堰を破壊するのと同様である」(453)。

これはアウグスティヌスの説明に従っており、禁じられることに対して欲情が増大する理由をトマスは次に考察する。

「このこと理由は三様であり得る。

第一に、人間の権能の下にあるものをひとは大いなるものとは評価せず、人間の権能の外にあるものが、大いなるものの如く人間によって評価される。然るに、欲情されるもの【欲情の対象】の禁止は、禁止されるものをいわば人間の権能の外なるものとして示す。だから欲情は、禁じられるとき、欲情されるものに向かって一層燃え上がるのである。

第二の理由はこうである。すなわち、内的諸情意は、外部に流れ出さないように内部にとどめられるとき、このこと自体によって、内部において一層燃え上がる。これは、例えば、苦痛や怒りにおいて明らかであって、これらは内部に閉じ込められるとき、一層増大する。もしも、これに対し、それらが何らかの仕方で外部に発散するならば、それらの力は弱まる。然るに、禁止は、罰に対する恐れのため、自らの欲情を外部にまでもたらさないことを人間に強いるのであり、だから、欲情自体、内部にとどめられると、一層燃えるのである。

第三の理由はこうである。すなわち、我々に禁じられていないことは、我々はこれを、いわばおよそ好きなときにいつでも行われ得ることとして把握する。だから、機会があっても、我々はしばしばこれを避けるのである。しかし、何か禁じられているときは、それは、常に我々によって所有され得るものではないものとして把握される。だから、罰の恐れなしにそれを獲得する機会が与えられるとき、我々はより迅速にこれに赴くのである」(454)。

禁じられなければそれほどのものとは思われないものが、禁じられたばかりにたいしたものと思われることがある。長髪自体それほどのものではないにもかかわらず、「校則」で禁じられると魅力的なものに思えてくることがある。「女が見ると、その木はいかにもおいしそうで、目を引き付け、賢くなるように唆していた」(創世記3:6)。

また、禁止は、罰に対する恐れのために、悪い欲求を人の内部に閉じ込め、悪い欲求は内部で燃え上がる。それは、従って、いつか隠れたところで、或いは公然と爆発する可能性を帯びる。ただただ「よい子」になるように教育することは問題であろう。

トマスは先の引用に続いてこう結論する。「だからこそ、欲情の使用を禁じそれでいて欲情自体を静めない律法が与えられるとき、欲情自体、人々をより激しく罪へと導いたのである」(455) と。念のために言えば、パウロが言うように、悪いのは法乃至は掟ではなく、人のうちにある罪なのであるが——。「罪は掟を通じて機会を得て、私のうちにあらゆる欲情を引き起した」(ロマ7:8)。

(4) 不正を前提する

トマスはロマ1:14の註において、『テモテ前書』1:9を引用して言う。

「哲学者（アリストテレス）が『倫理学』第10巻に言うように、『法は、何らかの思慮と知性に由来する、強制力を有する言葉である』。だから『テモテ前書』1:9において、『正しい者のために法が定められているのではなく』——つまり正しい者は外的な法によって強制されない——『却って、正しからぬ者のために』定められていると言われている。正しからぬ者は外的な仕方強制されることを要する」(217)。

倫理的法は人の不正乃至は罪を予想する。「姦淫するな」という掟は姦淫したい者に対してしか意味がない。我が子を慈しんでいる母親に向かって、子供を殺すなど言う必要はない。却って、そのようなことを度々母親に向かって言うなら、母親はおかしくなるであろう。法は正しからぬ者を外部から強制する。

(5) 威嚇

旧法は罰の威嚇によって法の遵守へと人々を導く。

「頑なな者たちに関して言えば、律法は鞭として与えられた。そして、倫理的な掟に関しては、彼らはその遵守を罰の威嚇によって強いられていた。これは『レビ記』に明らかな如くである」(463)。

人定法も同様である。「人定法は、禁止と罰の威嚇とによって罪の外的諸行為が多数化することを妨げるとき、たとえ内的欲情がより増大するとしても、その意図を達成する」(456)。

(6) 恐れ

換言すれば、人は罰を恐れるがゆえにやむなく法を遵守するのである。

「旧法は恐れのうちで与えられた。このことを雷鳴やこれに類するものが示していた。『出エジプト記』19:16以下に言われる如く、これらのものが旧法の付与の際に生じたのである。だから、『ヘブライ書』12:21に、『見えるものはなほだ恐ろしかった』と言われている。だから、旧法は、諸罰を科すことを通じて神の命令を遵守するように導くもので、隷属の霊において与えられたのである。それで、『ガラテヤ書』4:24に、『一人はシナイ山において、奴隷状態へと産む』と言われている」(642)。

「哲学者が『倫理学』第10巻において言う如く、法が行う禁止は、悪しく態勢づけられた人々を、もっぱら罰の恐れを以て、諸々の外的な罪を犯さないように阻止する」(457)。

先に引用の454と、以下に引用の497も参照。

(7) 法は人の外部にある

ロマ3:27の「では、【+C「あなたの」】誇りはどこにあるのか。排除された。如何なる法によってか。業の法によってか。否。信仰の法によってである」

についてトマスは言う。

「著者が『業の法』と言うのは、外的に提示され記述された法のことであり、これによって人々の外的業が規定される。何をなすべきかが命じられ、また禁止によって何を避けるべきかが示されるのである。これに対して、著者が『信仰の法』と呼ぶのは、内的に記述される法であり、これによって、単に外的な業だけではなく、心の動き自体も整えられる。かかる動きのうちの第一のものが、信仰の動きである。ここに言われ、また第10章に言われるように、『心で信じられて義に至る』(10:10) ののである。そして、この法については、以下の8章2節に『キリスト・イエスにおける生命の霊の法』と言われている』(316.)。

旧法は人間の外部にある。事実、モーセの十戒は人の心にはなく、石板に記された。「主は契約を告げ示し、あなたたちが行うべきことを命じられた。それが十戒である。主はそれを二枚の石の板に書き記された」(申 4:13)。法は石板や粘土板や紙に文字で書き記され、それは人間の外部にあり、悪に傾いている人間を外部から規制する。人間を改善するのではない。人の心に書き記され、人の心が法と一つになるのではない。これに対し、「新法」、「福音の法」、「信仰の法」、「生命の霊の法」はキリストにおいて刷新された人の内部に刻印されているのである (557, 603 を参照)。

(8)「律法のもとにある」——自由の欠落

パウロはキリスト者について言う。「罪はあなたたちを支配しないはずである。事実、あなたたちは律法の下にあるのではなく、恩寵の下にある」(ロマ6:14)。律法は罪ではない (ロマ7:7)。しかし、律法の下にあることは罪の下にあることであり、恵みの下にあることと対立する。トマスの註釈をみよう。

「(使徒パウロは) 先に言ったことを明らかにして言う。《事実、あなたたちは律法の下にあるのではなく恩寵の下にある》。

ここで次のことを考察しなくてはならない。すなわち、ここで、単に祭儀の規定に関するものとしての律法についてのみではなく、倫理的なことがら

に関するものとしての律法についても語られている。ひとは二つの仕方では律法の下にあると語られることができる。

第一は、律法の遵守に意志的に従属しているという仕方である。この仕方では、キリストも律法の下にあった。『ガラテヤ書』4:4に言う。『律法の下に生れた者』と。何故なら、すなわち、キリストは、単に倫理的なことがらに関してのみならず、祭儀的なことがらに関して律法を遵守したからである。ところで、キリスト信者は、倫理的なことがらに関してはこうした仕方では律法の下にあるが、祭儀的なことがらに関しては律法の下にない。

ひとが律法の下にあると言われる第二の仕方は、いわば律法によって強要された者としてである。この仕方では律法の下にあると言われるのは、愛による意志的な仕方によってではなく、恐れによる仕方では律法を守ることを強いられる者である。然るに、このような者は恩寵を欠いている。恩寵は、もしも現存しているとすれば、律法の遵守へと意志を傾けるであろう。その結果、彼は、愛によってその倫理的な掟を成就するであろう。こうして、だから、意志的に律法を成就するのではない仕方ではひとが律法の下にある間は、彼において罪が支配しており、このことから、人の意志は律法に反することを欲するように傾いているのである。しかし、恩寵によって罪のかかる支配権は除去され、その結果、人は、律法の下にある者としてではなく、自由な者として律法に従うのである。『ガラテヤ書』4:31に言う。『我々は女奴隷の子どもではなく、自由な女の子どもである。この自由のためにキリストは我々を解放した』(497)。

また『ガラテヤ書』の註解に言う。

「次のことを知らねばならぬ。すなわち、『もしもあなたたちが霊によって導かれているならば、あなたたちはもはや律法の下にはいない』(ガラ5:18)と言われているのは、法の掟に関連づけられることも、祭儀に関連づけられることも、倫理的なことがらに関連づけられることもできる。

もしもこれが倫理的なことがらに関連づけられるのであれば、この場合、律法の下にあるということは二つの仕方では理解されることができる。一つには、義務に関してであって、この意味では、総ての信仰者は律法の下にある。何故なら、律法は総ての人々に与えられているからである。だから、『マタ

イ福音書』5:17に、『私が来たのは律法を廃するためではない』とあるのである。いま一つには、強制に関してであって、この意味では、義人たちは律法の下にない。何故なら、彼らのうちにある聖霊の動かしと促しが、彼ら自身の促しとなっているからであり、実際、まさに法が命じていることへと、愛が彼らを傾けるのである。それ故、義人たちは内的な法を持っているのゆえ、律法によって強制されることなく、法が命じることを自発的に行うのである。これに対して、悪しく行う意志を持つ者たちは、羞恥心または法に対する恐怖によって抑圧され、強要される。こうして、義人たちは、単に義務づける法の下にのみあるのであって、強制する法の下にあるのではない。後者の下にあるのは正しくない者たちだけである」(『ガラテヤ書註解』第5章第5講 318)。

悪い意志を持っている者は自発的ではなく、強要されて、いやいやながら法を遵守するかぎりにおいて法の下にある。「一つには、いわば一種の重荷 *pondus* としての法の義務 *obligatio* の下に、望まずして *nolens* ある者が、法の下にあると理解される」(『神学大全』第2第1部第93問題第6項第2異論解答)。彼は律法の下に奴隷状態にある。これに対して、義人たちはこのような意味で「法の下にある」ことはない。子どもを慈しむ母親が、義務だからというのでいやいやながらにではなく、子を愛し、喜んで自発的に慈しむようなものである。

それ故、我々は律法から解放されねばならない。パウロによれば、キリスト者は「律法から解かれている」(ロマ7:6)。トマスは彼が使用したラテン語訳聖書に註解を付す。

「第三に、《今や、しかし、私たちは》という個所において、パウロは、律法の奴隷状態から自由にされた者たちによって既述の効用が獲得されることを示す。いわく、《今や、しかし、私たちは》、キリストの恩寵を通じて、《死の律法から解かれている》、即ち、モーセの律法の奴隷状態から解かれている。これが「死の律法」と言われるのは、或いは、それが憐れみなく身体的に殺すものだったからである。『ヘブライ書』10:28に言う。『モーセの律法を破る者は二、三人の証言によって容赦なく死刑にされる』。或いは、『死

の律法』と言われるのは、むしろ、機会を通じて靈的に殺すものだったからである。『コリント後書』3:6に言う。『文字は殺し、靈は生かす』。

私たちは《そこにつながれていた》。いわば律法の下に奴隷としてである。『ガラテヤ書』3:23に言う。『信仰が来る以前は、私たちは律法の下で監視されていた』。《こうして》、即ち我々は解放されて、《靈の新しさのうちに仕えている》。キリストの恩寵を通じて新しくされた靈においてである。『エゼキエル書』36:27に言う。『私はあなたたちに新しい心を与え、あなたたちの中に新しい靈を置く』。——《文字の古さにおいてではなく》とは、旧法に基づいてではなく、との意味である。或いは、律法の文字が除去できなかった罪の古さにおいてではなく、という意味である。『詩編』6:8に言う。『私は私の総ての敵のうちにあって古くなった』(531)。

結論

以上、(律)法の不完全性について、主としてトマス・アクィナスの『ロマ書註解』に従って、一瞥した。(律)法は人の不正乃至は罪を前提する。何が善か何が悪かを知らせるのみで、法を守る力を与えず、罪を除去しない。恩寵の援助を与えないからである。律法は悪に傾く人々の外部にあって、人々を強要する。罰を恐れさせることによって法を守らせる。これが必ずしもうまく行かないことは我々の経験するところである。トマスは言う。「人々における高貴さの至高の段階は、他者によってではなく、自らによって善へと導かれる段階である。第二の段階は、他者によって、しかし強制を伴わずに善へと導かれる人々の段階である。第三の段階は、善き者となるために強制を要する人々の段階である。第四の段階は、強制によっても善へと導かれることのできない人々の段階である」(217)。法はそもそも「欲情の使用を禁じるが欲情を静めない」ものである。法は人々を改善しない。そればかりか、律法は罪を増大させる。人々が罪を持っているかぎり、自発的に倫理的掟を遵守することができず、そのかぎりにおいて法の下にある。

いかに高貴な教えであっても、単なる外部的な教えであるかぎり人を義としない。福音書に記されている、「山上の説教」などに見られるキリストの教えであってもこの点かわりはないのである。トマスは『神学大全』においては、アウグスティヌスを引用しつつ、次のように述べている。

「福音の法には二つのものが属している。一つは、主要的なもの、すなわち、ひとの内部に与えられる聖霊の恩寵そのものである。そして、この点に関して、新法は義化する。だからアウグスティヌスは、『霊と文字』の中で次のように言うのである。『そこでは』、即ち旧約においては、『法は外部に置かれたのであり、それによって不義なる者は恐れさせられた。ここでは』、即ち新約においては、『内部に置かれたのであり、それによってひとは義化される』。——いま一つは、福音の法に第二義的な仕方（すなわち、信仰の教え、そして、人間の情意と人間の行為を秩序づける諸々の掟である。そして、この点に関しては、新法は義化しない。だから使徒は、『コリント後書 3:6 において、『文字は殺し、霊は生かす』と言うのである。そしてアウグスティヌスは、『霊と文字』の中で次のように説明している。『文字』によって理解されるのは、福音書の中に含まれている倫理的な掟をも含めて、人々の外に存在するあらゆる書き物である。だから、ひとを癒す信仰の恩寵が内部に現存しているものでなければ、福音書の文字であっても殺すのである』（『神学大全』第2第1部第106問題第2項本文）。

強い表現である。ここでトマスが引用しているアウグスティヌスの言葉は『霊と文字』の第17章であるが（第14章も参照）、アウグスティヌスは「福音書の文字であっても殺す」と明確に述べているわけではない。

人が法から解放されるのは、自らが善い者となることによってである。どうしたら人は改善されるのか。これこそが大事な問題である。パウロによればそれは神の霊・聖霊を受けることによってである。これが可能となるためにこそキリストは自らを捧げたのである。しかし、この点の考察は改めて行うことにする。「何故なら、キリスト・イエスにおける生命の霊の法が、あなたを【Vg「私を」】罪と死の法から自由にしたからである」（ロマ8:2）のトマスの説明の一部だけを引いておく。

「かかる『法』と呼ばれ得るのは、一つには、聖霊である。すると、『霊の法』の意味は、霊であるところの法、ということになる。

というのも、法が与えられるのは、法によって人々が善へと導かれるためである。だから哲学者も、『倫理学』第2巻において、立法者の意図は市民

たちを善き者とするにあると言うのである。人間の法がこのことをなすのは、単に何がなされるべきかを知らせることによってだけである。しかし、精神に住む聖霊は、単に行われるべきことがらについて知性を照らすことによって何がなされるべきかを教えるだけではなく、さらに、正しく行うべく情意 *affectus* を傾けるのである。——『ヨハネ福音書』14:26に言う。『御父が私の名によって遣わされる弁護者なる聖霊、彼は、私があなたたちに言った総てのことをあなたたちに教え』——これは第一のことに関わる——『また総てのことをあなたたちに促されるであろう』——これは第二のことに関わる——」(602)。

もう一つ問題がある。倫理的な法とか教えとかが人を善くしないというのは本当であろうか。人は小さい頃から「嘘についてはいけませんよ」などと教えられて、善い人間になってゆくのではないか。アリストテレス的に言えば、徳を獲得するのではないか。

またキリストに対する信仰を通じて聖霊を受け義とされなければ人は刷新されないのだとすれば、キリスト者でなければ人は本当に善くならないことになりはしないか。こうした考えはキリスト者でない者を納得させないであろう。またこうした考え方は必ずしも教会の考え方ではないようにも思われる（第二バチカン公会議文書『ルーメン・ジェンティウム』16番）。これらの点の考察も後に譲る。